

子育て世帯生活応援給付金給付事業の実施について

物価高騰等の影響を受けている18歳以下の児童のいる子育て世帯に給付金を給付する事業を実施する。併せて、健康維持支援のため、新型コロナウイルスワクチンの接種勧奨などの事業周知を行う。

1 事業概要

(1) 対象世帯

- ① 平成16年4月2日以降に出生し、令和4年11月30日において中野区に住民登録がある児童を有する世帯
- ② 令和4年12月1日から令和5年4月1日までに出生し、出生届により中野区に住民登録した新生児を有する世帯（令和4年11月30日において中野区に住民登録がある世帯）

(2) 給付額

児童・新生児1人あたり2万円

2 手続方法

対象世帯の世帯主あてに申請書を発送し、必要事項を記入して同封の返信用封筒にて返信してもらう。申請受付は郵送のみ。なお、発送物にはワクチン接種勧奨のチラシ（案内）を同封する。

3 周知方法

区ホームページ、区報へ掲載して周知する。

4 申請期限

令和5年3月中旬（新生児は5月末）

5 今後の予定

令和4年12月中旬	補正予算議決後、申請書発送等の準備開始
令和5年1月上旬	コールセンター設置
1月中旬	申請書発送、受付開始
2月上旬	給付金支給開始
2月下旬	未返信世帯あて勧奨通知発送
6月末	給付金給付事業終了